例えば、不特定多数者が書店で随時に購入可能な名簿で、事業者において全く加工をしていないものについては、個人の権利利益を侵害するおそれは低いと考えられることから、それを処分するために文書細断機等による処理を行わずに廃棄し、又は廃品回収に出したとしても、事業者の安全管理措置の義務違反にはならない。

なお、一般にデータの安全管理措置は、組織的安全管理措置と技術的安全措置に大別される。

（組織的な安全管理措置の例）

・個人データの管理に関する責任者の設置とその権限、責任の明確化等組織体制の整備
・個人データの保護に関する内部規程の整備
・個人データ取扱マニュアルの作成
・個人データの委託先の選定基準の策定、委託契約における安全管理の条項の整備
・従業者に対する教育・研修等の実施
・個人データを取り扱っている部屋への入退室管理
・個人データへのアクセス権限を付与する者の限定
・個人データへのアクセス状況の監視（アクセス履歴の記録等）
・個人データの事務所外への持出しの制限（個人データを持ち出す権限を付与する者の限定、持出し手段の限定等）
・個人データの保管場所の施錠及び鍵の管理

（技術的安全管理の措置の例）

・個人データのアクセス権者へのＩＤ・パスワードの付与
・個人データを取り扱うシステムのセキュリティレベルの高度化（外部からの不正アクセス防止の機能をもつソフトウェアを組み込むシステムの設定等）
・外部のネットワークからの個人データを取り扱うシステムの遮断
・外部のネットワークと接続しているコンピュータへのファイアウォールの設置
・外部のネットワークにより個人データを送受信する場合のデータの暗号化

三　従業者の監督【法第二十一条関係】

外務省関係事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

その際、個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じ、個人データを取り扱う従業者に対する教育及び研修等の内容及び頻度を充実させるなど、必要かつ適切な措置を講じる必要がある。

四　委託先の監督【法第二十二条関係】

（一）外務省関係事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を外部に委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者（以下「委託先」という。）に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

その際、個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

（二）外務省関係事業者は、（一）の規定の監督を行うに当たっては、適切な者を選定して委託契約を結ぶとともに、当該契約等において次に示す事項について定めることが望ましい。

ア　委託先の個人データの取扱いに関する事項
イ　委託先の秘密の保持に関する事項
ウ　委託された個人データの再委託に関する事項
エ　契約終了時の個人データの返却等に関する事項

（三）外務省関係事業者は、このガイドライン等を踏まえ、その事業活動の特性、規模及び実態を考慮し、自らの個人情報の保護に関する考え方や方針を策定・公表している場合には、その中に、消費者等、本人の権利利益保護の観点から、事業活動の特性、規模及び実態を考慮して、「委託の有無、委託する事務の内容を明らかにする等、委託処理の透明化を進める」といった点を考慮した記述をできるだけ盛り込むことが望ましい。

第七　個人データの第三者提供に関する義務

一　第三者提供の制限に関する原則【法第二十三条第一項関係】

外務省関係事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

二　第三者提供の制限に関する例外【法第二十三条第一項関係】

次の各号のいずれかに該当する場合は、一の規定にかかわらず、個人データを第三者に提供することができる。

（一）法令に基づく場合

（例）

第四の五（一）記載の（例）参照

なお、当該法令に、第三者提供を受ける相手方についての根拠のみあって第三者提供をする義務までは課されていない場合には、外務省関係事業者は、当該法令の趣旨に照らして第三者提供の必要性と合理性が認められる範囲内で対応するものとする。

（二）人（法人を含む。）の生命、身体又は財産の保護のために個人データを第三者に提供する必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（例）

第四の五（二）記載の（例）参照

（三）公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に個人データを第三者に提供する必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（例）

第四の五（三）記載の（例）参照

（四）国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して外務省関係事業者が協力する場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときに、個人データを第三者に提供する場合

（例）

第四の五（四）記載の（例）参照

なお、外務省関係事業者は、任意の求めの趣旨に照らして第三者提供の必要性と合理性が認められる範囲内で対応するものとする。

三　いわゆる「オプトアウト」【法第二十三条第二項・第三項関係】

外務省関係事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、一又は二の規定（法第二十三条第一項）にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

（一）第三者への提供を利用目的とすること。

（二）第三者に提供される個人データの項目

（例）

・氏名、住所、電話番号
・氏名、商品購入履歴

（三）第三者への提供の手段又は方法

（例）

・書籍として出版
・インターネットに掲載